

奈良県立医科大学医学部学生支援委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日 制定
最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 奈良県立医科大学医学部に学生支援委員会を置く。

(目的等)

第 2 条 学生支援委員会は、医学部全体における学生の修学、生活、経済面等に関する事項及び障がいのある学生の支援に関する事項（以下「学生支援事項」という。）を協議するものとする。

(組織)

第 3 条 学生支援委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 学長補佐（学生支援担当）
- 二 各教育部長
- 三 教育開発センター教育教授
- 四 教養教育部門及び各学科専任教員 数名
- 五 その他委員長が必要と認めるもの

2 学生支援委員会に委員長及び副委員長を置くものとし、委員長は学長が指名を行い、副委員長は学生支援委員の中から委員長が指名するものとする。

(会議)

第 4 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。
- 3 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(キャンパスミーティング)

第 5 条 委員長は、第 2 条の学生支援事項について、学生と協議・意見交換を行うため、キャンパスミーティングを開催する。

- 2 委員長は、キャンパスミーティングに副委員長のほか、次に掲げるものを招集する。
 - 一 各学科長
 - 二 各教育部長
 - 三 教育開発センター教育教授
 - 四 委員長が指名した各学年の副総代
 - 五 その他委員長が必要と認めるもの

- 3 キャンパスミーティングの議長は、前項第四号のものから委員長が指名する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、第2項各号に定めるもの以外のものをキャンパスミーティングに出席させ、その意見を求めることができる。

(任命)

第6条 第3条第1項第四号及び第五号の委員は、教育研究審議会の審議を経て学長が任命する。

- 2 学長は、委員に欠員が生じた場合は、前項の規定にもとづき、すみやかに委員を補充しなければならない。

(任期)

第7条 第3条第1項第四号及び第五号の委員の任期は、2年とする。

- 2 前条第2項により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 学生支援委員会の庶務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生支援委員会の運営等に関し、必要な事項は学長が定める。

附 則 (平成27年6月4日)

この規程は、平成27年6月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月31日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。ただし、公布の日以前に任命された委員の任期は、令和6年3月31日までとする。